

泉区明るい選挙推進員の皆様へ

不在者投票指定施設外部立会人の募集について

1 外部立会人の制度とは

不在者投票指定施設（病院、老人ホームなど）における投票について、選挙が自由かつ公正に行われるよう、施設関係者以外の方が不在者投票立会人となる制度です。（公職選挙法第49条第9項）

2 選任までの流れ

外部立会人に御応募いただいた方について、「立会人候補者名簿」に登載します。不在者投票指定施設からの依頼を受け、御都合を確認させていただきます。承諾について、施設側には泉区選挙管理委員会から連絡します。その後、施設から立会人選任書等の書類が送付されますので内容を確認してください。

3 不在者投票実施

実施日及び立会時間については、依頼時に確認させていただきます。当日は直接施設を訪問してください。

※不在者投票期間の午前8時30分から午後8時までの中で指定されます。

また、業務内容については、「不在者投票指定施設等における投票立会人の手引」を御覧ください。

4 報酬等の支給

令和4年6月8日現在、支給額は未定です。

前回選挙（令和3年執行 衆議院議員総選挙）については、時給1,282円で従事時間に応じて算出しました。なお、旅費は支給額に含まれています。

応募方法

直接、泉区選挙管理委員会（泉区役所総務課統計選挙係）へお電話ください。

電話：045-800-2315

担当：金子

※ 切：令和4年6月17日(金)まで

5 謝金及び旅費について

立会人の方に対する謝金等の額については、施設に御確認ください。

施設から支払いを受ける際に、領収書が必要となりますので、印鑑を御持参ください。

6 代理投票

心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合に、その選挙人の意思に基づき、補助者が代わって投票用紙に記載する制度です。

なお、投票立会人は、代理投票の補助者を兼ねることはできません。

【代理投票の流れ】

(1) 選挙人が不在者投票管理者に代理投票を申請する（申請は口頭でもよい）。

(2) 不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、補助者2人を投票に係る事務に従事する者のうちから定める。

(3) 補助者1人の立会いのもと、他の1人が投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、これを投票用内封筒に入れて封をし、更に投票用外封筒に入れて封をしたうえ、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載して、不在者投票管理者に提出する。

不在者投票指定施設等における投票立会人の手引

横浜市泉区選挙管理委員会

1 投票立会人とは

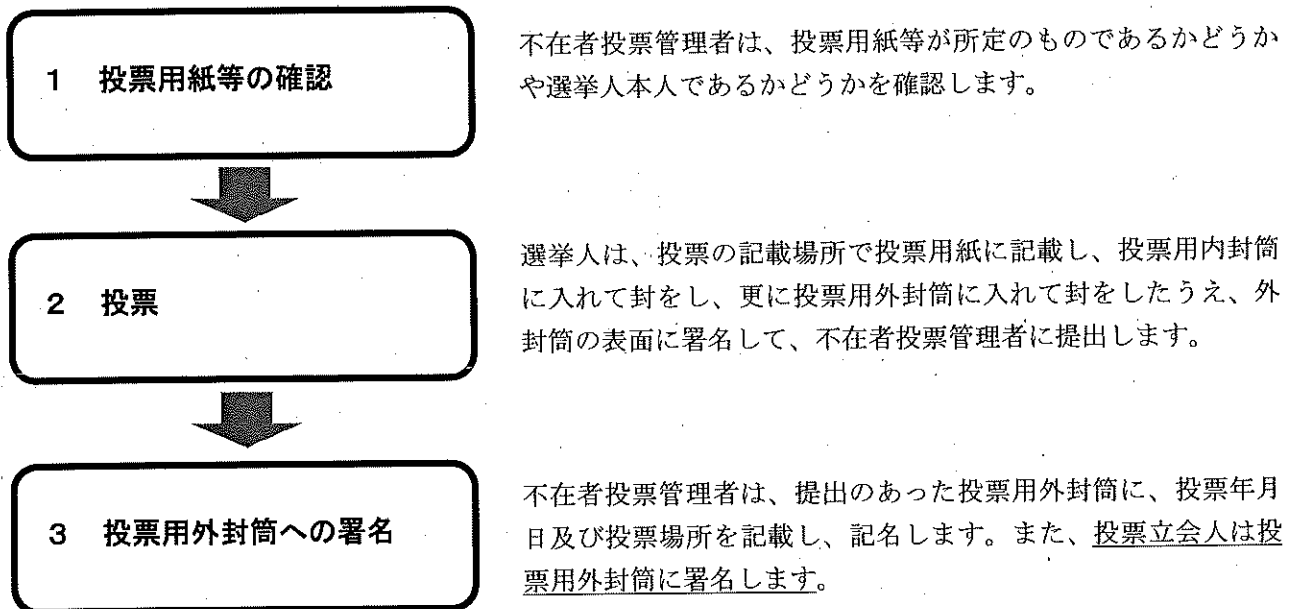
投票立会人は、投票が行われる際に、選挙事務の執行が公正に行われるよう立ち会っていただきます。不在者投票管理者（施設の長）が選挙権を有する者の中から最低1人選任します。

2 投票立会人の心がまえ

- (1) 投票立会人は、参集時刻までに不在者投票施設（以下「施設」といいます）に参集してください。やむを得ない事情があつて定刻までに到着できない場合は、速やかに施設に連絡してください。
- (2) 投票立会人は、投票事務が公正、適確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票できるよう不在者投票管理者に協力してください。
- (3) 投票立会人は、投票時間中、やむを得ない理由がある場合のほかは投票記載場所を出てはいけません。用便等その他真にやむを得ず投票記載場所外に出るときは、事前に不在者投票管理者に連絡してください。
- (4) 投票に関する秘密は決して他人に漏らさないでください。

3 施設での不在者投票の流れ

施設で行われる不在者投票に立ち会う際の流れは、おおむね次のとおりです。



※指定病院等のベッド上での投票

原則としてベッドの上で不在者投票することはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理下で投票立会人の立会いがある場合に限り、投票することができます。

4 投票立会人の主な仕事

施設での不在者投票における投票立会人の主な仕事は次のとおりです。

(1) 投票手続の全般に立ち会うこと

投票管理者が行う投票用紙等の確認・交付から、選挙人の投票、その後投票用紙が入った投票用外封筒を投票管理者が受領するまでの投票手続全般に立ち会います。

(2) 意見を述べること

不在者投票管理者から、投票を拒否することや代理投票（詳細は「6 代理投票」を参照のこと）を拒否すること等について意見を求められたときは意見を述べます。

また、選挙人が投票を拒否されたこと又は投票を拒否されないこと、選挙人が代理投票を認められたことについて、不在者投票管理者の決定に異議がある場合は、意見を述べることができます。

ただし、投票に関する手続について、最終的な決定権は投票管理者にありますので御注意ください。

(3) 投票用外封筒に署名すること

投票立会人は、選挙人から提出された投票用紙が入った投票用外封筒に、署名（自書）します。

<不在者投票用外封筒の記載例>

裏面のり引き

平成23年執行
横浜市議会議員補欠選挙
不在者投票

(外封筒)
横浜市
選挙管理
委員会印

投票者氏名
横浜 太郎

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。
投票者が自署する。

投票の秘密を守るために
二重封筒になっています。

市
会

投票年月日 平成23年12月〇日

投票場所
横浜市中区港町一丁目
よこはま病院事務室

不在者投票管理者
(職名及び氏名)
院長 鶴見次郎

立会人(署名)
神奈川 三郎

(のり引き)

不在者投票管理者が記載する(ゴム印でもよい)。
立会人が必ず署名する。(ゴム印は使用できません。)

第	投票区
名簿番号	
整理番号	

(413-44)